※変更点にご注意ください

建設業法施行規則の改正に伴う経営事項審査マニュアルの改正について (令和5年7月)

令和5年7月1日に建設業法施行規則の一部が改正されました。それに伴い、以下の項目について 審査方法等の見直しを行いましたので、申請の際はご注意ください。

1 建設業法施行規則の改正に伴う資格者区分およびコード番号の変更 (P111~115)

現在、大学の指定学科(施行規則第1条の表に掲げる学科)卒業後3年の実務経験を有する者および高校の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされています(法第7条第2号イ)。

施行規則の一部改正に伴い、これに加えて以下の表に掲げる検定種目に係る<u>一級</u>の第一次検定または第二次検定に合格した者も、大学において同表に掲げる指定学科を卒業した者と同様に、その合格後<u>3年</u>の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととなります。また、以下の表に掲げる検定種目に係る<u>一級</u>の第一次検定又は第二次検定に合格した者についても、高等学校において同表に掲げる指定学科を卒業した者と同様に、その合格後<u>5年</u>の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととなります。

なお、本要件緩和は<u>指定建設業(※)(法第15条第2号)</u>および**電気通信工事業以外**の建設業において適用されます。

※指定建設業…土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

上記に伴い、経営事項審査における<u>技術者の資格区分</u>および<u>コード番号</u>が変更されます。令和5年 7月1日以降に申請を行う経営事項審査が対象となりますので、申請の際にはご注意ください。

2 建設業法施行規則の改正に伴う1級の施工管理技士補の点数について

従来と同様、1級の施工管理技士補が<u>主任技術者要件を満たす</u>場合、4点(☆)となります。また、上記 1の建設業法施行規則の改正に伴い、1級の施工管理技士補が、資格取得後 3年の実務経験を有する場合、1点(\triangle)となります。なお、対応する建設業の種類については、「技術者資格区分表」(P111)をご確認ください。